

平成30年第1回定例会（6月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

平成30年6月27日
総務部

【予算関係】

- 資料1 平成30年度6月補正予算に関する説明資料
(財政課)
- 資料2 PFI導入可能性調査事業について
(総務課)
- 資料3 災害弔慰金負担金について
(総合防災課)

【議案関係】

- 資料4 「地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案」について
(議案第143号)
(総務課)
- 資料5 「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について
(議案第144号)
(税務課)
- 資料6 「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例案」について (議案第145号)
(税務課)

資料1 (予算関係)

平成30年6月27日
財 政 課

平成30年度6月補正予算
に関する説明資料

(議 案 第 1 3 7 号)

平成30年度6月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金	90,709	土木費負担金 39,689 (326,018 → 365,707) 農林水産業費負担金 30,004 (1,422,955 → 1,452,959) 農林水産業費分担金 21,016 (1,064,908 → 1,085,924)	
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	9,322,093	過年災害復旧事業費 3,172,222 (2,354,257 → 5,526,479) 現年災害復旧事業費 2,776,120 (1,899,800 → 4,675,920) 地方道路交付金事業費 500,515 (6,299,502 → 6,800,017) 畜産競争力強化整備事業費 452,079 (0 → 452,079) 林業成長産業化総合対策事業費 389,765 (435,800 → 825,565)	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	59,692	地域医療介護総合確保基金繰入金 55,761 (1,728,224 → 1,783,985) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 3,931 (1,941,105 → 1,945,036)	
13 繰越金	952,218	前年度繰越金 952,218 (331,001 → 1,283,219)	
14 諸収入	63,486	県単公園事業費 24,000 (0 → 24,000) 農業試験場受託事業収入 18,256 (70,803 → 89,059) あきたの酪農推進対策事業費 5,500 (0 → 5,500)	
15 県 債	5,929,200	過年発生土木災害復旧事業費 1,471,000 (1,286,100 → 2,757,100) 現年発生土木災害復旧事業費 1,448,300 (1,061,200 → 2,509,500) 土木自然災害防止事業費 1,031,200 (3,648,800 → 4,680,000) 地方道路等整備事業費 445,500 (6,290,000 → 6,735,500) 土木河川等整備事業費 415,000 (1,870,500 → 2,285,500)	広域公園施設整備事業費 △ 18,000 (265,800 → 247,800)
合 計	16,417,398	580,591,000→597,008,398	

平成30年度6月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	12,596	あきた回帰キャンペーン事業 4,947 (0 → 4,947) 若者の県内定着・回帰総合支援事業 3,798 (68,648 → 72,446) コミュニティ生活圏形成事業 2,787 (0 → 2,787)	
3 民生費	51,665	地域介護福祉施設等整備事業 32,364 (242,096 → 274,460) 災害弔慰金等負担金 15,000 (0 → 15,000)	
4 衛生費	198,625	医療提供体制整備費補助事業 89,646 (27,534 → 117,180) 生活基盤施設耐震化等交付金事業 82,400 (500,860 → 583,260)	
5 労働費			
6 農林水産業費	1,739,653	農村地域防災減災事業 380,000 (2,178,073 → 2,558,073) 林業成長産業化総合対策事業 329,610 (310,000 → 639,610) 畜産競争力強化対策事業 304,302 (56 → 304,358) 経営体育成基盤整備事業 132,890 (12,509,240 → 12,642,130) 大規模肉用牛団地整備事業 77,128 (41,480 → 118,608)	
7 商工費	58,774	戦略産業人材獲得支援事業 23,155 (7,000 → 30,155) 秋田犬の里魅力アップ促進事業 16,978 (38,049 → 55,027) 秋田の観光宣伝力強化事業 10,000 (110,581 → 120,581)	秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計繰出金 △ 30,651 (43,778 → 13,127)
8 土木費	4,480,642	県単河川改良事業 1,137,000 (3,974,423 → 5,111,423) 地方道路交付金事業 769,467 (9,078,543 → 9,848,010) 県単道路補修事業 700,000 (4,346,000 → 5,046,000) 河川改修事業 577,000 (4,679,220 → 5,256,220) 地方街路交付金事業 401,611 (1,293,000 → 1,694,611)	
9 警察費			
10 教育費	28,747	夢実現!高校生ステップアップ事業 12,212 (70,585 → 82,797) 建設事業周辺家屋調査補償事業 9,792 (0 → 9,792)	
11 災害復旧費	9,846,696	過年発生土木災害復旧事業 4,806,715 (3,640,503 → 8,447,218) 現年発生土木災害復旧事業 4,224,500 (2,961,000 → 7,185,500)	
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	16,417,398	580,591,000→597,008,398	

平成30年度6月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費	11,792	非常勤職員人件費等 11,792 (3,087,233 → 3,099,025)	
2 物 件 費	131,011	農業試験場研究・活動費 16,056 (76,900 → 92,956) 戦略産業人材獲得支援事業 15,155 (0 → 15,155) 秋田の観光宣伝力強化事業 10,000 (85,581 → 95,581) 建設事業周辺家屋調査補償事業 9,792 (0 → 9,792) 秋田県建設産業担い手確保育成センター事業 7,744 (16,424 → 24,168)	
3 扶 助 費			
3 補 助 費 等	189,646	生活基盤施設耐震化等交付金事業 82,400 (500,292 → 582,692) 地域介護福祉施設等整備事業 32,364 (67,796 → 100,160) 秋田犬の里魅力アップ促進事業 16,978 (35,199 → 52,177) 災害弔慰金等負担金 15,000 (0 → 15,000)	
3 積 立 金			
3 投 資 及 び 出 資 金			
3 貸 付 金			
4 維 持 修 繕 費	205,000	県単道路維持修繕事業 205,000 (1,047,025 → 1,252,025)	
5 補 助 投 資 事 業 費	3,656,682	地方道路交付金事業 769,467 (9,078,543 → 9,848,010) 河川改修事業 577,000 (4,679,220 → 5,256,220) 地方街路交付金事業 401,611 (1,293,000 → 1,694,611) 農村地域防災減災事業 380,000 (2,138,889 → 2,518,889) 林業成長産業化総合対策事業 326,860 (300,000 → 626,860)	
6 単 独 投 資 事 業 費	2,407,222	県単河川改良事業 1,137,000 (3,974,423 → 5,111,423) 県単道路補修事業 700,000 (4,346,000 → 5,046,000) 県単河川等環境維持修繕事業 303,994 (967,220 → 1,271,214)	
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費	9,718,788	過年発生土木災害復旧事業 4,806,715 (3,640,503 → 8,447,218) 現年発生土木災害復旧事業 4,224,500 (2,961,000 → 7,185,500)	
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	97,000	農地・農業用施設小災害支援事業 94,000 (11,850 → 105,850)	
9 国 直 轄 事 業 負 担 金	30,908	国直轄災害事業負担金 30,908 (285,700 → 316,608)	
10 公 債 費			
11 繰 出 金	△ 30,651		秋田港飯島地区工業用地整備事業特別会計繰出金 △ 30,651 (43,778 → 13,127)
合 計	16,417,398	580,591,000→597,008,398	

P F I 導入可能性調査事業について

平成 30 年 6 月 27 日
総 務 課

1 目的

厳しい財政状況の中、効率的かつ効果的な公共施設の整備等を図るため、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する P F I 手法の導入促進に向け、導入に必要な基準の策定等に関する調査を行う。

2 これまでの経緯

- ・平成 27 年 12 月、内閣府・総務省から人口 20 万人以上の自治体に対し、国の指針に基づき、P P P / P F I 手法の優先的検討規程を策定するよう要請する通知が発出された。
- ・平成 29 年 10 月、公共施設の整備等に当たって、従来型手法に優先して、P P P / P F I 手法の導入を検討する「秋田県 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針」（以下「優先的検討方針」という。）を策定した。
- ・平成 30 年 1 月、秋田県警察運転免許センター整備について、優先的検討方針に基づき内閣府の示した基準による簡易検討を行った結果、P F I の導入に向けた詳細な導入可能性調査の実施を決定した。
- ・一方、本県では、これまで P F I による施設整備の事例がなく、調査の具体的項目や手法に関する基準の策定が必要となっている。

3 事業内容

運転免許センターの導入可能性調査を行うとともに、同調査をモデルケースとして、先行事例や事業者等のヒアリングにより、P F I 事業の進め方などに関する調査・研究を実施する。

(1) 導入可能性調査の実施

運転免許センターの整備について、従来型手法と P F I 手法による場合の事業コストを始めとするメリット、デメリットの比較・分析を行う。

(2) 調査基準の策定

運転免許センターの導入可能性調査を通じて、調査項目や調査手法を検討し、調査基準を策定する。

4 調査の体制

警察本部や建設部と連携するとともに、随時、外部専門家からの助言や協力を得ながら調査を実施する。

※外部専門家：外部コンサルタント、金融機関、大学教授等

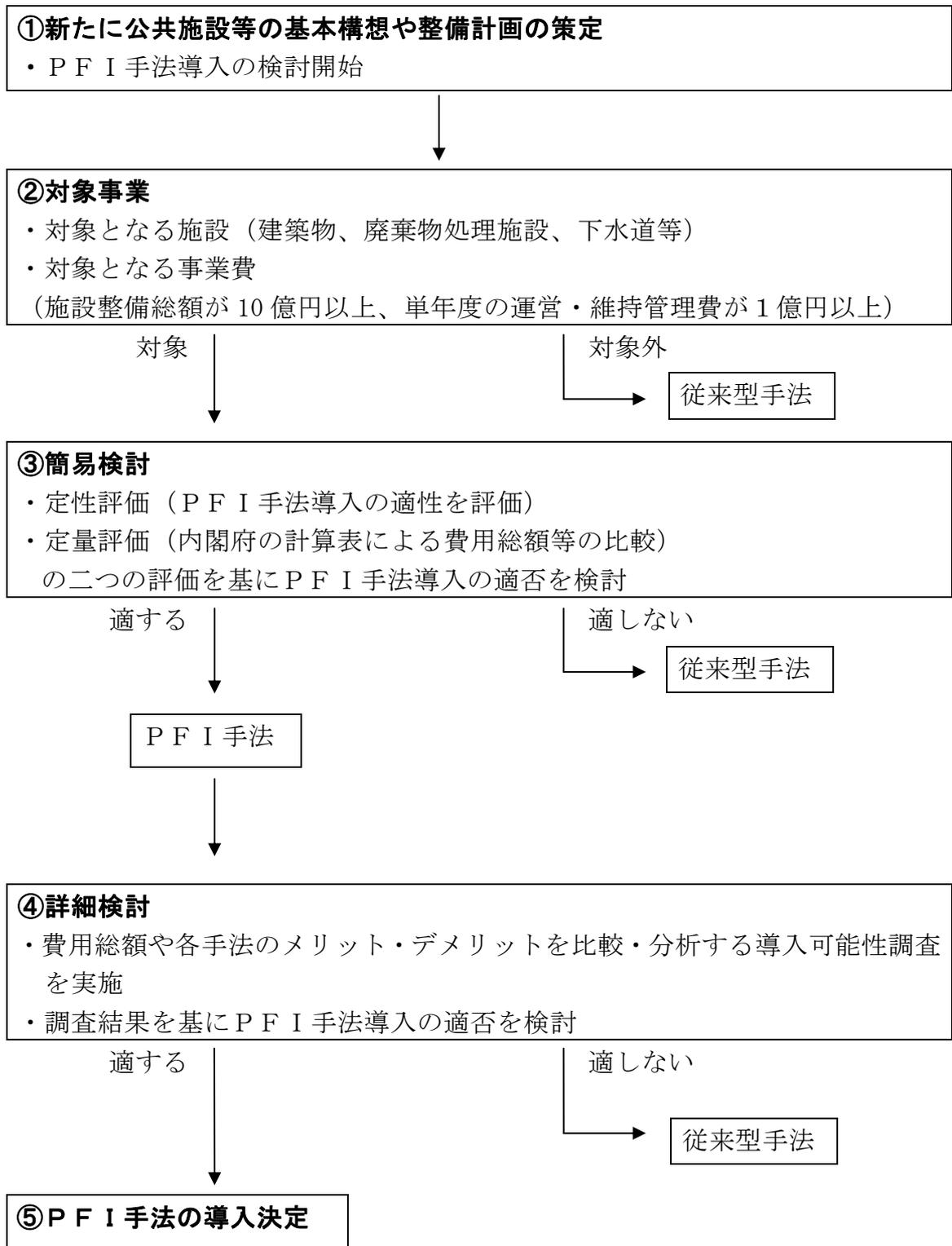
5 予算額 644千円 (⊖644千円)

内訳 [・報償費 463千円]
[・旅費 181千円]

6 調査期間

平成30年7月～31年3月

参考 P F I 導入の検討の流れ



災害弔慰金負担金について

平成30年6月27日

総合防災課

1 目的

今冬の豪雪により亡くなられた県民の遺族に対し、市町村が支給する災害弔慰金の一部を負担する。

2 事業費 15,000千円（ \oplus 10,000千円、 \ominus 5,000千円）

（内訳：負担金補助及び交付金 15,000千円）

3 実施主体

市町村（負担割合：国1/2、県1/4、市町村1/4）

4 負担額及び市町村別の内訳

(1) 負担額の内訳

- ・災害弔慰金（生計維持者） 5,000千円 \times 3/4 \times 2人 7,500千円
- ・災害弔慰金（生計維持者以外の者） 2,500千円 \times 3/4 \times 4人 7,500千円

(2) 市町村別内訳

- ・災害弔慰金（生計維持者） 仙北市 1人、羽後町 1人
- ・災害弔慰金（生計維持者以外の者） 横手市 1人、由利本荘市 2人、仙北市 1人

「地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案」について （議案第143号）

平成30年6月27日
総務課

1 改正理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正により、公立大学法人以外の地方独立行政法人の中期計画の認可等に関し知事に意見を述べることを秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務とする必要がある。

2 改正の経緯

(1) 地方独立行政法人法の改正

- ① 評価主体を「委員会」から「設立団体の長（知事）」に変更
 - ・知事の下で、目標設定と評価の一貫性を確保
 - ・評価結果を業務運営の改善に反映させるなど、評価の実効性を確保
 ※公立大学法人は、教育研究の特性により現行どおり委員会が評価
- ② 中期目標期間の最終年度に当該期間の見込評価を追加
 - ・見込評価を次期中期目標や法人の組織・業務の見直し等に適切に反映
 ※委員会の評価への関与は、5年に1回の見込評価のみ

(2) 評価等の客観性の確保と適正化

- ① 評価等の客観性、厳格性を確保するためには、第三者の専門的意見が必要
- ② 5年に1回の見込評価等に委員会が適切な意見を述べるためには、各事業年度評価への関与など、継続的な関わりが必要

(3) 法改正の施行通知発出（H30.4.1付け総務省自治行政局長通知）

条例の定めにより、目標設定や評価等の各過程で委員会の積極的な関与も可能

■ 委員会の主な所掌事務

区 分	法改正前	法改正後		条例改正後
	全法人	公立大学法人	公立大学法人 以外の法人	公立大学法人 以外の法人
中期目標の作成又は変更	意見	意見	意見	意見 (法第25条)
中期計画又はその変更の認可	意見	意見	関与なし	意見 (条例第3条)
各事業年度における業績評価 (各事業年度評価)	評価	評価	関与なし	意見 (条例第3条)
中期目標期間の終了時に見込まれる業績評価 (期間見込評価)		評価	意見	意見 (法第28条)
中期目標期間における業績評価 (期間評価)	評価	評価	関与なし	意見 (条例第3条)

※公立大学法人：国際教養大学、県立大学 公立大学法人以外：県立病院機構、県立療育機構

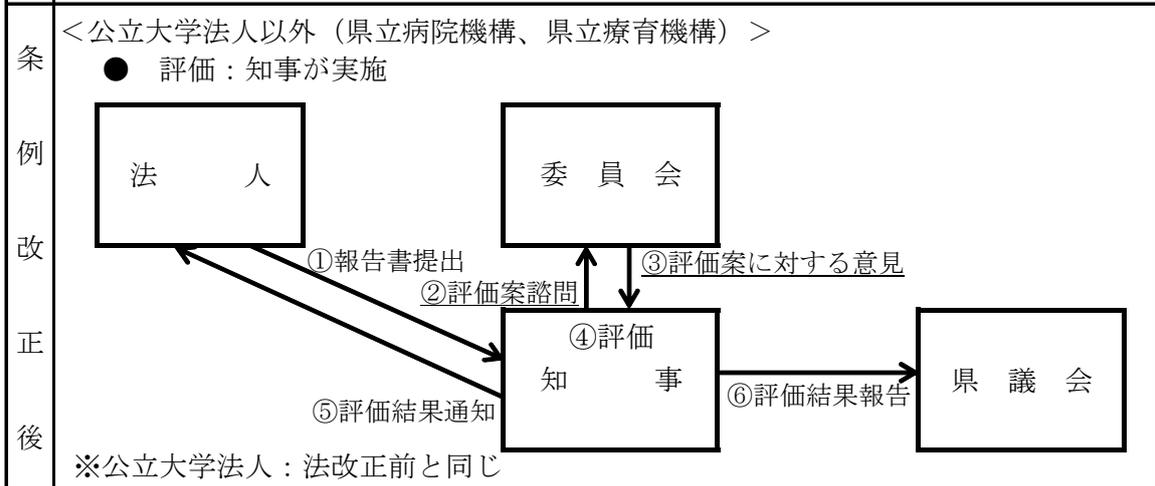
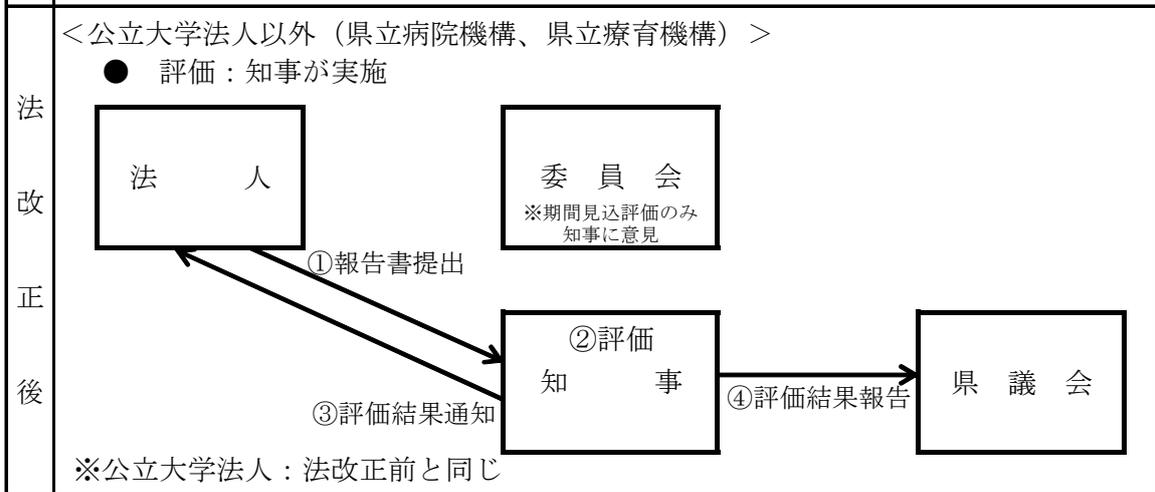
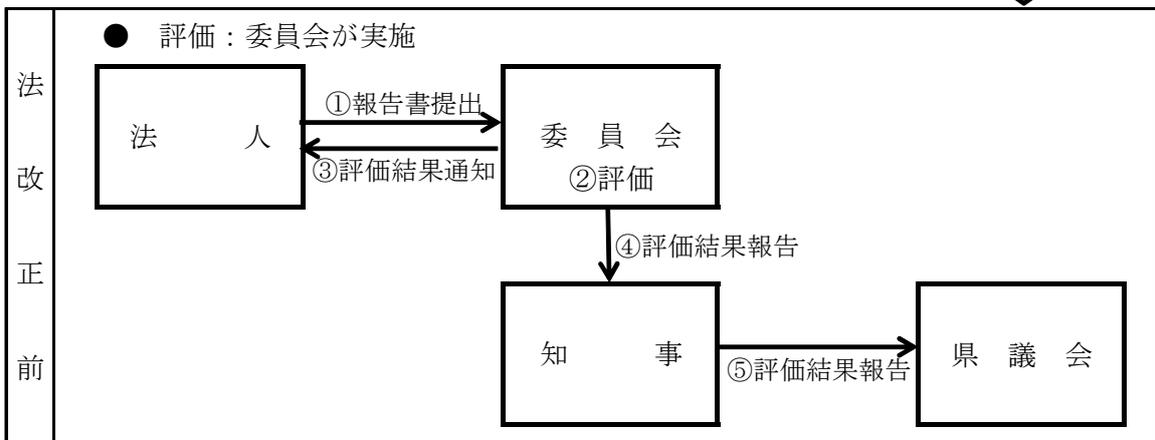
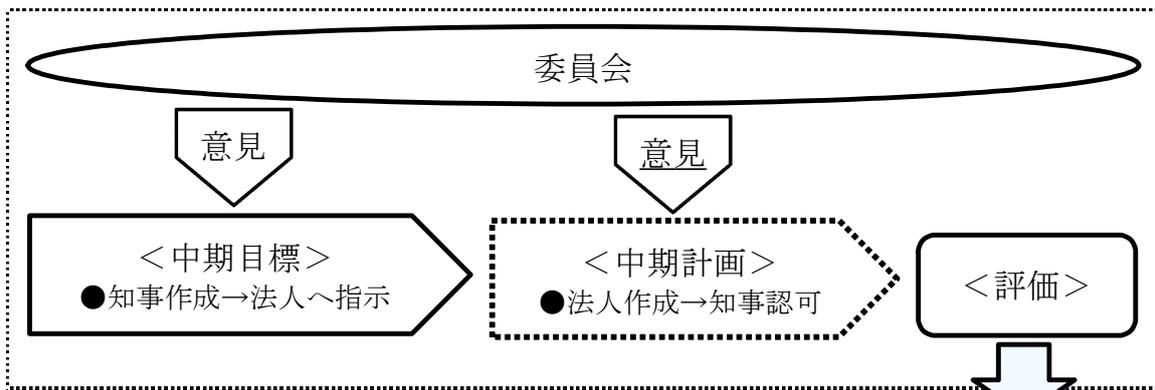
3 改正内容

- (1) 委員会が地方独立行政法人法第11条第2項第6号の規定により所掌する事務を、次のとおりとすることとする。(第3条関係)
 - ① 知事の諮問に応じ、地方独立行政法人(公立大学法人を除く。以下同じ。)の中期計画又はその変更の認可に関し知事に意見を述べること。
 - ② 知事の諮問に応じ、地方独立行政法人の各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に係る評価に関し知事に意見を述べること。
- (2) 委員会は、知事に意見を述べたときは、その内容を公表しなければならないこととする。(第3条関係)
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

<参考> 中期目標作成から評価までの流れ (アンダーライン: 条例改正部分)



地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

<p>新</p>	<p>(委員会の所掌事務)</p> <p>第三条 法第十一条第一項の規定により設置する秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）が同条第二項第六号の規定により所掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 知事の諮問に応じ、法第二十六条第一項に規定する中期計画又はその変更の認可（法第七十八条第四項の規定の適用を受ける認可を除く。）に関し知事に意見を述べること。</p> <p>二 知事の諮問に応じ、法第二十八条第一項各号に定める事項に関する評価（同条第四項の評価を除く。）に関し知事に意見を述べること。</p> <p>2 委員会は、前項各号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。</p> <p>第四条 (委員会の組織及び委員の任期)</p> <p>委員会 は、委員五人以内で組織する。</p> <p>2 〳 4 略</p> <p>第五条 〳 第九条 略</p>
<p>旧</p>	<p>(委員会の組織及び委員の任期)</p> <p>第三条 法第十一条第一項の規定により設置する秋田県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員五人以内で組織する。</p> <p>2 〳 4 略</p> <p>第四条 〳 第八条 略</p>

「秋田県県税条例等の一部を改正する条例案」について（議案第144号）

平成30年6月27日
税 務 課

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、個人県民税の基礎控除等の見直し及び県たばこ税の税率の引上げ等を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 個人県民税（第34条等関係）

合計所得金額が2,500万円を超える納税者について、基礎控除（所得金額から43万円（現行33万円）を控除）等を適用しないこととする。

(2) 県たばこ税（第82条及び第83条関係）

① 税率引上げ（3段階で実施）

時 期	税 率				
	紙巻たばこ 千本当たり	（参考）1本当たり			
		県	市町村	国	合計
現 行	860円	0.860円	5.262円	6.122円	12.244円
平成30年10月1日	930円	0.930円	5.692円	6.622円	13.244円
平成32年10月1日	1,000円	1.000円	6.122円	7.122円	14.244円
平成33年10月1日	1,070円	1.070円	6.552円	7.622円	15.244円

※国の税額には、たばこ特別税を含む。

② 加熱式たばこの換算方法の見直し（5年間かけて段階的に移行）

加熱式たばこは次の方式により、紙巻たばこの本数に換算して①の税率を適用

現行方式	加熱式たばこの重量を基準に紙巻たばこの本数に換算	加熱式たばこ重量1g = 紙巻たばこ1本
新方式	加熱式たばこの重量を基準にした換算本数と価格を基準にした換算本数の合計により、紙巻たばこの本数に換算	加熱式たばこ重量0.4g = 紙巻たばこ0.5本
		加熱式たばこ価格約20円 = 紙巻たばこ0.5本

現行方式から新方式への移行は、平成30年から平成34年にかけて毎年10月1日に段階的に行うこととする。

(3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

(1) 2(1)は平成33年1月1日に、2(2)は段階的に施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

秋田県県税条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
 秋田県県税条例の一部改正（第二条による改正）

新

（たばこ税の課税標準）
 第八十二条 略

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ (一) 葉巻たばこ (二) パイプたばこ (三) 刻みたばこ	一グラム 一グラム 二グラム
略	

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

旧

（たばこ税の課税標準）
 第八十二条 略

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの一本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ (一) パイプたばこ (二) 葉巻たばこ (三) 刻みたばこ	一グラム 一グラム 二グラム
略	

<p>4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第八十三条 たばこ税の税率は、千本につき九百三十円とする。</p>	<p>3 前項を本数に換算する場合の計算に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第八十三条 たばこ税の税率は、千本につき八百六十円とする。</p>
---	---

秋田県税条例の一部改正(第三条による改正)

<p>新</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第八十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>旧</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第八十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>4 略</p>
--	--

秋田県税条例の一部改正(第四条による改正)

<p>新</p> <p>(所得控除)</p> <p>第三十四条 所得割の納税義務者が法第三十四条第一項各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、同項及び同条第三項から第</p>	<p>旧</p> <p>(所得控除)</p> <p>第三十四条 所得割の納税義務者が法第三十四条第一項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同項及び同条第三項から第</p>
---	---

十二項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については同条第二項、第七項及び第十二項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（調整控除）

第三十六条 前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

- 一・二 略

（たばこ税の課税標準）

第八十二条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

4 略

（たばこ税の税率）

第八十三条 たばこ税の税率は、千本につき千円 とする。

十二項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、

（調整控除）

第三十六条 所得割の納税義務者 同条第二項、第七項及び第十二項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

- 一・二 略

（たばこ税の課税標準）

第八十二条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

4 略

（たばこ税の税率）

第八十三条 たばこ税の税率は、千本につき九百三十円とする。

附則

(個人の県民税の所得割の算定の特例)

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数を加えた数を乗じて得た金額に十万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略
一 三 略

秋田県税条例の一部改正(第五条による改正)

新

(たばこ税の課税標準)

第八十二条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数

附則

(個人の県民税の所得割の算定の特例)

第二条 当分の間、三十五万円に所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の数を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略
一 三 略

旧

(たばこ税の課税標準)

第八十二条 略

2 略

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・四を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・六を乗じて計算した紙巻たばこの本数

<p>4 略</p> <p>の合計数によるものとする。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第八十三条 たばこ税の税率は、千本につき千七十円とする。</p>	<p>4 略</p> <p>の合計数によるものとする。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第八十三条 たばこ税の税率は、千本につき千円とする。</p>
--	--

<p>新</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第八十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項各号に掲げる方法により換算した</p> <p>紙巻たばこの本数</p> <p>の合計数によるものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>旧</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第八十二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、法第七十四条の四第三項第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、同項第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び同項第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>4 略</p>
--	--

「地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案」について (議案第 145号)

平成 30 年 6 月 27 日
税 務 課

1 改正理由

地域再生法の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 38 号) の施行により、地方活力向上地域の雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を推進するため、調査及び企画部門の事務所等 (以下「本社機能」という。) の集積の程度が著しく高い地域 (東京 23 区内) から本社機能を地方活力向上地域に移転した者について事業税、不動産取得税等の課税免除の措置を講ずる必要がある。

2 改正内容

- (1) 条例の題名を「地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改めることとする。
- (2) 事業税 (第 2 条及び附則第 3 項関係)
 - [現 行] 3 年度分の不均一課税 (税率を軽減)
 - [改正後] 3 年度分の課税免除
- (3) 不動産取得税 (第 3 条及び附則第 5 項関係)
 - [現 行] 不均一課税 (税率を軽減)
 - [改正後] 課税免除 ※東京 23 区内以外からの移転又は既存の本社機能の拡充の場合は、現行のとおり不均一課税
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

【課税免除の主な要件】

- 県の認定を受けたうえで本社機能を東京 23 区内から移転すること
- 建物、設備等の取得価額 3, 800 万円 (中小企業は 1, 900 万円) 以上
- 増加雇用者 5 人 (中小企業は 2 人) 以上
 - ※ 増加雇用者数要件は、地域再生法の改正により、従前の 10 人 (中小企業は 5 人) 以上から緩和されている。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

【参考】減収補填

課税免除の実施に伴う減収の一部は普通交付税の算定に用いる基準財政収入額から控除することにより補填される。

- 減収補填率 事業税 1 年目 1 / 2、2 年目 1 / 4、3 年目 1 / 8
- 不動産取得税 10 / 10

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
 地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正（本則による改正）

新	旧
<p>地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例</p> <p>（事業税の課税免除）</p> <p>第二条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。）第二条第一号の認定事業者であつて、同号に規定する特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日（同日までに地域再生法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に同号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置したものが行う事業に対して課する事業税については、当該税額から次の各号に掲げる事業税の区分に応じ当該各号に定める額を減額する。</p> <p>一 事業を行う法人が特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税 当該所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する税率を乗じて得た額</p> <p>二 事業を行う個人が特別償却設備を事業の用に供した日の属す</p>	<p>地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例</p> <p>（事業税の不均一課税）</p> <p>第二条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成二十七年総務省令第七十三号。以下「省令」という。）第二条第一号の認定事業者であつて、同号に規定する特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日（同日までに地域再生法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に同号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を設置したものが行う事業に対して課する事業税においては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度から当該事業の用に供した日から三年以内に終了する事業年度までの各事業年度又は当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年から三年間の各年の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。）第五十一条（県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）以下同じ。及び第五十五条の三の規定にかかわらず、次の表に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める税率とする。</p>

る年から三年間の各年の所得に対する事業税 当該所得のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に県税条例第五十五条の三に規定する税率を乗じて得た額

（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）

第三条 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内に
 おいて、省令第二条第二号の認定事業者（地域再生法第十七条の
 二第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、
 特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年
 を経過する日（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取
 り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に特別
 償却設備を設置したものの特別償却設備である家で規則で定め
 るもの又はその敷地である土地の取得（省令第一条に規定する公
 示日（以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地
 の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に
 当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合におけ
 る当該土地の取得に限る。次項において同じ。）に対しては、不
 動産取得税を課さない。

年度の区分	税率
初年度	県税条例第五十一条又は第五十五条の三に規定する税率に二分の一を乗じて得た率
第二年度	県税条例第五十一条又は第五十五条の三に規定する税率に四分の三を乗じて得た率
第三年度	県税条例第五十一条又は第五十五条の三に規定する税率に八分の七を乗じて得た率

（不動産取得税の 不均一課税）

第三条

2 | 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、省令第二条第二号の認定事業者（地域再生法第十七条の第二項第二号に掲げる事業を実施する者に限る。）であつて、特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に特別償却設備を設置したものの特別償却設備である家屋で規則で定めるもの又はその敷地である土地の取得

産取得税の税率は、県税条例第六十七条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

附 則

1・2 略

3 当分の間、法人の事業税についての第二条の規定の適用については、同条第一号中「第五十一条」とあるのは、

「附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される第五十一条（県税条例附則第十四条の二の三の規定により読み替えられた

」とする。

4 略

5 （不動産取得税の税率の特例）

平成三十三年三月三十一日までの間に第三条第二項に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場

認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、省令第二条第二号の認定事業者

であつて、特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日（同日までに地域再生法第十七条の二第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に特別償却設備を設置したものの特別償却設備である家屋で規則に定めるもの又はその敷地である土地の取得（省令第一条に規定する公示日（以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第六十七条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

附 則

1・2 略

3 当分の間、法人の事業税についての第二条の規定の適用については、同条中「以下同じ。」及び第五十五条の三」とあるのは「第五十一条」とあるのは「附則第十四条の二の三」と、同条の表中「第五十一条」とあるのは「附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される第五十一条（県税条例附則第十四条の二の三の規定により読み替えられた県税条例附則第十四条の二の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

4 略

5 （不動産取得税の税率の特例）

平成三十三年三月三十一日までの間に第三条に規定する家屋又は土地の取得が行われた場合における当該家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場

6
・
7
略

合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。

6
・
7
略

合に適用されるべき県税条例第六十七条又は附則第十五条第一項に規定する税率に十分の一を乗じて得た率とする。